## よくある質問

### どのように喫煙室を設置したら良いですか？

法律に基づく「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たす喫煙専用室等を設置してください。
厚生労働省では、喫煙室の設置方法などについて、コンサルタントによる無料相談窓口を設けているほか、既存の喫煙室が技術的基準を満たしているか確認できる測定機器の無料貸出を行っています。

厚生労働省 受動喫煙相談窓口　検索　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html

厚生労働省 測定機器の貸出　検索　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049996.html

### 喫煙室を設置する場合の補助金などはありますか？



国が、以下の支援措置を用意していますので、各窓口にお問い合わせください。

◆**受動喫煙防止対策助成金**
（お問い合わせ窓口　岐阜労働局 雇用環境・均等室　電話：058-245-1550）

◆**生活衛生関係営業者向けの受動喫煙防止対策助成金**
（お問い合わせ窓口　全国生活衛生営業指導センター　電話：03-5777-0341）

◆**商業・サービス業・農林水産業活性化税制**
（お問い合わせ窓口　中小企業庁 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821）

### 喫煙室を設置したら、どのように標識を掲示すれば良いですか？




喫煙室の出入口と、施設の主な出入口の見やすい箇所（出入口の扉の表面、扉の横の外壁、出入口付近等）に、標識の記載事項が容易に識別できるように掲示してください。
なお、必要事項が容易に識別できるように記載されていれば、施設に合わせたレイアウトや配色の標識を独自に作成することも可能です。　【右：喫煙専用室の標識例】

### 法律で規制されていない場所では、今までどおり喫煙できますか？

改正健康増進法により、全ての方に「喫煙する際の周囲の状況への配慮義務」が設けられました。
喫煙される場合は、周りに人がいないことを確認し、望まない受動喫煙がないようにしましょう。
また、加熱式たばこであっても、受動喫煙は発生しますので注意が必要です!

## お問い合わせ窓口

●**厚生労働省　受動喫煙対策に係るコールセンター**　（受付時間　平日：午前9時30分～午後6時15分）
電話番号：03-5539-0303

●**岐阜県の保健所**　（受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分）

| 所管区域 | 保健所 | 住所 | | 電話番号（内線） |
|---|---|---|---|---|
| 羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡 | 岐阜保健所（健康増進課） | 〒504-0838 | 各務原市那加不動丘1-1 岐阜県健康科学センター | 058-380-3004 |
| 大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡 | 西濃保健所（健康増進課） | 〒503-0838 | 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 | 0584-73-1111（内474） |
| 関市・美濃市・郡上市 | 関保健所（健康増進課） | 〒501-3756 | 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 | 0575-33-4011（内358） |
| 美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡 | 可茂保健所（健康増進課） | 〒505-8508 | 美濃加茂市古井町下古井2610-1　可茂総合庁舎 | 0574-25-3111（内379） |
| 多治見市・瑞浪市・土岐市 | 東濃保健所（健康増進課） | 〒507-8708 | 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 | 0572-23-1111（内377） |
| 中津川市・恵那市 | 恵那保健所（健康増進課） | 〒509-7203 | 恵那市長島町正家後田1067-71　恵那総合庁舎 | 0573-26-1111（内237） |
| 高山市・飛騨市・下呂市・大野郡 | 飛騨保健所（健康増進課） | 〒506-8688 | 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 | 0577-33-1111（内359） |

※ 岐阜市内の方は、岐阜市健康づくり課（058-252-7180）にお問い合わせください。

# 受動喫煙防止対策をすすめるために

**令和2年4月1日から**
**多くの人が利用する全ての施設は**
**原則屋内禁煙が義務化されます**



**屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に**

**20歳未満の方は喫煙エリアへ立入禁止に**

**喫煙室には標識掲示が義務付けに**

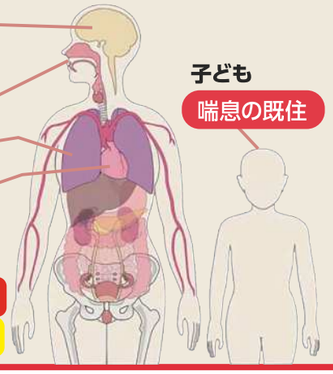
## 望まない受動喫煙を防止するため健康増進法が改正されました

岐阜県

## 健康増進法改正の趣旨

❶目的は「望まない受動喫煙による健康影響をなくす」ため

### 受動喫煙によって脳卒中などの病気にかかりやすくなります！



**大人**
- 脳卒中 1.3倍
- 臭気・鼻への刺激感
- 肺がん 1.3倍
- 虚血性心疾患 1.2倍

**妊娠・出産**
- 乳幼児突然死症候群（SIDS） 4.7倍

**子ども**
- 喘息の既往

受動喫煙を受けたことで
脳卒中や肺がん等の疾患になり、
お亡くなりになる方が多くいます

**数字**
受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

受動喫煙による
年間死亡数（推計値）
**15,030人**

出典 「喫煙と健康　喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
国立がん研究センターがん情報サービス
厚生労働省科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等
生活習慣病対策総合研究事業
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

### 「望まない受動喫煙」は、なぜなくさなければならないの？

他の人が吸っているたばこから立ち上る煙や、その人が吐き出す煙にも、
ニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、
それを吸い込んだ人にも健康被害を及ぼします。
そのため、たばこを吸わない人を受動喫煙から守る必要があります！

❷受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮

**学校、病院などは原則敷地内禁煙**

❸施設の類型・場所ごとに対策を実施

施設の所有者や管理者は、受動喫煙を防止する責務があります

| 対象施設の類型 | | 規制内容 ※ | 例外的に喫煙できる場所 |
|---|---|---|---|
| **第一種施設** | 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など  | **原則敷地内禁煙**（令和元年７月１日から義務化） | 特定屋外喫煙場所 |
| **第二種施設** | 第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設<br>事務所、工場、飲食店など  | **原則屋内禁煙** | 喫煙専用室 |
| | | | 加熱式たばこ専用喫煙室 |
| **既存特定飲食提供施設** | 以下の要件に全て該当する小規模な飲食店<br>（要件）<br>・令和２年４月１日時点で存在する<br>・客席面積１００㎡以下<br>・個人あるいは資本金又は出資総額5,000万円以下  | **原則屋内禁煙** | 喫煙専用室 |
| | | | 加熱式たばこ専用喫煙室 |
| | | | 喫煙可能室 |
| **喫煙目的施設** | 公衆喫煙所<br>喫煙可能なたばこ店<br>喫煙を主目的とするバー・スナック  | **喫煙目的室以外の屋内禁煙** | 喫煙目的室 |

※屋内のうち、「人の居住の用に供する場所」、「宿泊施設の客室（個室に限る）の場所」は、規制の適用除外。

### 例外的に喫煙できる場所がある施設には、遵守しなければならないルールが加わります。



**20歳未満は立入禁止**
20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

**喫煙室の標識掲示**
施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

**従業員への受動喫煙対策**
従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

**違反時の罰則等の適用**
義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

| 例外的に喫煙できる場所 | 設置可能な場所 | 喫煙できるたばこ | | 喫煙以外の行為 |
|---|---|---|---|---|
| | | 紙巻き | 加熱式 | |
| **特定屋外喫煙場所** | **屋外の一部** | ○ | ○ | × |
| **喫煙専用室** | **屋内の一部** | ○ | ○ | × |
| **加熱式たばこ専用喫煙室** | **屋内の一部** | × | ○ | ○ |
| **喫煙を主目的とするバー・スナックに設置する喫煙目的室** | **屋内の一部又は全部** | ○ | ○ | ○ |
| **喫煙可能室**<br>所管保健所等に届け出が必要 | **屋内の一部又は全部** | ○ | ○ | ○ |

※管理権原者の責めに帰することができない事由により、たばこの煙を屋外に排出することが困難な既存建築物への経過措置として、技術的基準を満たした脱煙機能付き喫煙ブースの設置が認められます。

法律に基づく例外的に喫煙できる場所の設置基準である
「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」や、
喫煙室などに掲示する標識例は、以下のWEBページをご確認ください。

**岐阜県受動喫煙防止対策について** 検索

https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/tabaco-taisaku/11223/jyudoukitsuenboushi.html